

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十二号

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

内閣総理大臣 安倍 晋三

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十三号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の三各号列記以外の部分及び同条第一号中「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改め、同条第二号中「平成二十四年度の」を「平成二十五年年度の」に、平成二十四年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額を「平成二十五年年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」に改め、同条第三号中「平成二十四年度の」を「平成二十五年年度の」に、平成二十四年度復興税外収入予算額を「平成二十五年年度復興税外収入予算額」に改め、同条第四号中「平成二十四年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」を「平成二十五年年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」に改め、同条第五号中「平成二十四年度復興税外収入予算額」を「平成二十五年年度復興税外収入予算額」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 麻生 太郎

内閣総理大臣 安倍 晋三

水循環基本法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十四号

水循環基本法の施行期日を定める政令

内閣は、水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

水循環基本法の施行期日は、平成二十六年七月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 太田 昭宏

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十五号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条の見出し中、「第二条第三項第一号」を「第二条第四項第一号」に改め、同条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、第二条第二項第一号を「第二条第四項第一号」に改める。

第二条（見出しを含む）中、「第二条第三項第三号」を「第二条第四項第三号」に改める。

第三条中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（基金の財源に係る国の負担）
第三条 法第六条の規定により、国が都道府県に対して負担する額は、同条に規定する都道府県事業の内容、これに要する経費の額及び同条の基金により支弁する経費の範囲その他の事情を勘案し厚生労働大臣が定めるところにより算定した当該基金の財源に充てるために必要な資金の三分の二に相当する額とする。